

経済産業省

20210120電委第7号
令和3年2月8日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和3年1月20日付け20210120資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・北海道電力株式会社 | 法人番号 4430001022351 |
| ・東北電力株式会社 | 法人番号 4370001011311 |
| ・東京電力エナジーパートナー株式会社 | 法人番号 8010001166930 |
| ・中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |
| ・北陸電力株式会社 | 法人番号 7230001003022 |
| ・中国電力株式会社 | 法人番号 4240001006753 |
| ・四国電力株式会社 | 法人番号 9470001001933 |
| ・沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |